

岐阜県立看護大学図書館規程

平成 22 年 4 月 1 日
規程第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人岐阜県立看護大学組織規則（平成 22 年規程第 6 号）第 4 条及び岐阜県立看護大学学則（平成 22 年規程第 1 号）第 6 条の規定に基づき、岐阜県立看護大学における図書館活動の基本的事項を定めるものとする。

(図書館の目的)

第 2 条 岐阜県立看護大学図書館（以下「図書館」という。）は、図書及び逐次刊行物、視聴覚資料等を収集して、公立大学法人岐阜県立看護大学の職員及び学生の教育研究に資することを目的とする。

(組織運営)

第 3 条 図書館に図書館長及び図書館職員を置き、管理運営を行う。

- 2 図書館長は教員の中から理事長が任命し、図書館を統括する。
- 3 図書館長の任期は 2 年とする。
- 4 図書館職員は、司書及びその他の職員とし、事業の遂行及び事務処理を行う。
- 5 図書館の管理運営を円滑に進めるため、教授会に図書館運営委員会を置き、事業の企画及び運営に参画する。
- 6 図書館運営委員会に関する規程は別に定める。

(公開)

第 4 条 一般県民の教養と専門的知識の向上に資するため、図書館を公開する。

- 2 図書館の公開について必要な事項は、別に定める。

(図書館の利用)

第 5 条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。